青 警 本 保 第 9 4 0 号 平 成 3 0 年 3 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改 正する条例の施行について

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(平成30年青森県条例第49号)が平成30年3月28日に公布され、平成30年4月1日に施行されることとなった。

改正概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正概要

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)が、平成29年5月12日に公布され(平成30年4月1日公布)たことに伴い、都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する用途地域として、新たに「田園住居地域」が創設されることとなった。

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(以下「条例」とする。)においては、都市計画法に規定される用途地域を引用して風俗営業等の営業制限地域等を指定していることから、営業制限地域等に「田園住居地域」を追加するもの。

2 田園住居地域について

田園住居地域とは、住居と農地が混在する地域について、農業の利便増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居環境の保護を目的として市町村が指定する地域である。

建築規制については、低層住居専用地域に準じており、建築可能なものは、住宅、 老人ホーム、日用品販売店等のほか、農産物直売所、農産物貯蔵所等の農業用施設 に限定される。

- 3 改正の要点
 - (1) 用語の定義(条例第2条関係) 用語の定義に「田園住居地域」を加えた。
 - (2) 風俗営業の営業所の設置を制限する地域(条例第3条及び別表第1関係)
 - ア 風俗営業の営業所の設置を制限する地域に「田園住居地域」を加えた。 (第 1項第1号)
 - イ 学校、児童福祉施設及び学校を保護対象施設として定め、その施設の所在する地域の用途地域別に距離を定めて、その施設の周囲を風俗営業の営業所の設置を制限する地域としているところ、当該用途地域に「田園住居地域」を加えた。(第1項第2号及び別表第1)
 - (3) 風俗営業の営業時間の延長ができる地域の制限(条例第4条及び別表第2関係)
 - ア 風俗営業の営業時間の延長ができる地域から除かれる地域に「田園住居地域」を加えた。(第2項)
 - イ 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域(以下この項目及び(7)イにおいて「住居地域」という。)と隣接する商業地域については、境界から30メートルの区域内であれば除かれるところ、当該住居地域に「田園住居地域」を加えた。(第4項及び別表第2)
 - (4) 風俗営業の営業時間の制限(条例第5条関係) 午前6時後午前8時30分まで及び午後11時から翌日の午前零時前の時間におい て風俗営業を営んではならない地域に「田園住居地域」を加えた。
 - (5) 風俗営業に係る騒音の数値の制限(条例第6条及び別表第3関係) 用途地域別に時間帯を定めて、その時間帯別に風俗営業に係る騒音の数値が制限されているところ、当該用途地域に「田園住居地域」を加えた。(第1項及び別表第3)
 - (6) 店舗型性風俗特殊営業の広告等の制限地域(条例第12条関係) 店舗型性風俗特殊営業(法第2条第6項第4号の営業に限る。)の広告又は宣 伝を制限する地域に「田園住居地域」を加えた。
 - (7) 特定遊興飲食店営業が許容される地域の制限(条例第23条及び別表第7関係) ア 特定遊興飲食店営業が許容される地域から除かれる地域について、児童福祉

施設及び学校を保護対象施設として定め、その施設の所在する地域の用途地域 別に距離を定めて、その施設の周囲を特定遊興飲食店営業を制限する地域とし ているところ、当該用途地域に「田園住居地域」を加えた。(各号列記以外の 部分及び別表第7)

- イ 特定遊興飲食店営業が許容される地域のうち、住居地域と隣接する商業地域 については境界から30メートルの区域内であれば除かれるところ、当該住居地 域に「田園住居地域」を加えた。(第1号及び別表第2)
- (8) 深夜(午前零時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)における特定遊 興飲食店営業に係る騒音の数値の制限(条例第25条及び別表第3関係)

用途地域別に深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音の数値が制限されているところ、当該用途地域に「田園住居地域」を加えた。(第1項及び別表第3)

- (9) 深夜における飲食店営業に係る騒音の数値(条例第27条及び別表第3関係) 用途地域別に深夜における飲食店営業に係る騒音の数値が制限されているとこ ろ、当該用途地域に「田園住居地域」を加えた。(第1項及び別表第3)
- (10) 深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域(条例第28条関係) 深夜における酒類提供飲食店営業を禁止する地域に「田園住居地域」を加えた。
- (11) 風俗環境保全協議会を置く地域(条例第29条及び別表第2関係) 風俗環境保全協議会を置く地域のうち、住居地域と隣接する商業地域について は境界から30メートルの区域内であれば除かれるところ、当該住居地域に「田園 住居地域」を加えた。(第1項及び別表第2)
- 4 施行期日平成30年4月1日
- 5 添付資料
 - (1) 青森県報
 - (2) 新旧対照条条文
 - (3) 田園住居地域説明資料

2 第二条 第 __ 条 (略) 新 条 2 第 (定) 第 条 (略) 久米 文

(風俗営業の営業所 の設置を制限する地域)

第三条 (略)

地域で公安委員会規則で定めるものを除いた地域をいう。以地域で公安委員会規則で定めるものを除いた地域をいう。以高業その他の業務の用に供する施設が相当程度集合している地域及び準住居地域のうち、道路法(昭和二十七年法律第百地域及び準住居地域のうち、道路法(昭和二十七年法律第百地域及び準住居地域のうち、道路法(昭和二十七年法律第百年居地域並びに特定住居地域(第一種住居地域、第二種住居東用地域、第二種性居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種 同じ。

2

(風俗営業の営業時間の延長ができる日等)

第四条

二種中高層住居専用地域、田園住居地域及び特定住居地域を除域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第心じ、それぞれ当該各号に定める地域(第一種低層住居専用地域、事情のある日として条例で定める地域は当該各号に掲げる日とな事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日と2 法第十三条第一項第一号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のあ 2 - く。 三 。 三 。) とする。

3 4 略)

(風俗営業の営業時間 の制

第五条 用地域 用地域 間においては、その営業を営んではならない。年前八時三十分まで及び午後十一時から翌日の午前零時前の時用地域、田園住居地域及び特定住居地域において、午前六時後居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種低層住居専

2

第六条~第十 一条 略)

(店舗型性風俗 特殊営業の広告等の 制 限 地域)

第十二条 (略)

(略)

域のうち、 (のうち、第一種低層住居) 法第二条第六項第四号の 種低層住居専用地項第四号の営業 第十 域、 第二種低層住居専 条第三号に規定する 荊 地地

2 この条例において、「第一種低層住居専用地域」、「第二種2 この条例において、「第一種性居地域、第二種住居地域」、「第二種住居地域」、「準工業地域」、「第一種住居地域、第二種住居地域」、「第二種住居地域」、「準に居地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「第二種住居地域」、「第二種住居地域」、「第二種住居地域」、「第二種住居地域」、「第二種住居地域」、「第二種住居地域」とは、同法第四条第二項の都市計画区域以外の地域及び同項の都市計画区域のうち同号の用途地域が定められていない地域をいう。 || 「層住居専用は || この条例には ||条 (略)

第三条(略)(風俗営業の営業所の設置を制限する地域)

2

(風俗営業 の営業時間の延長ができる日等)

四条

二種中高層住居専用地域及び特定住居地域を除く。)とする。域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第心じ、それぞれ当該各号に定める地域(第一種低層住居専用地域、第一地域として条例で定める地域は当該各号に掲げる日の区分に、同項第一号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日と、注第十三条第一項第一号に規定する習俗的行事その他の特別 2

• — <u>ر</u> <u>=</u>

3 4

時 まで及び午後十一時から翌日の午前零時前の後 用地域及び特定住居地域において、午前六時専 居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第(風俗営業の営業者は、第一種低層住居専用地 種低層住居専用地域、 時前の時間においては、削六時後午前八時三十分耿、第二種中高層住居専 第二種低層住 専

2

第六条~ 第十 一条 (略)

(店舗型性風俗特殊営業の広告等 0 制 限 地域)

第十二条

(略)

三 域のうち、第一種低層住居専用法第二条第六項第四号の営業 地 域第 第二種低層住居専用 条第三号に規定する

居地域 第一種 種 |住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地 住域

第十三条~第二十 -七条

(略)

定住居地域においては、営んではならない。 第二十八条 深夜における酒類提供飲食店営業(法筆第二十八条 深夜における酒類提供飲食店営業をいう。) (深夜における酒類提供飲食店営業をいう。) 田園住居地域及び特地域、第一種中高層住をいう。)は、第一種

第二十九条

別表第一 (第三条関係)

病院		じ。) 七において同 七において同 記 親 ま 第 七 に 規 定 す る 児 表 第 の 見 の 見 の 見 の 見 の 見 の 見 の 見 の 見 の り る り る り る り る り る り る り る り る り る り		施設
居地域及び指定外地域の田園住居地域、準住居地域、第二種中高層住居・地域、第二種中高層住居住居専用地域、第二種中高層住居・開土地域、第二種中高層住居専用地域、第二種中高層	(鮥)	居地域及び指定外地域 電住居地域、準住居地域、田園住 専用地域、第一種住居地域、第二 住居専用地域、第二種中高層住居 低層住居専用地域、第二種中高層住居	(略)	区域
百	(略)	百	(略)	メートル) 距離(単位

別表第二 (第四条、 第二 十三 第二十 九条関係

青森市の商業地域、弘前市の商業地域、八戸市の商業地域、 十メートルの区域内の地域を除く。)を除く。) 十メートルの区域内の地域を除く。)を除く。) 十メートルの区域内の地域を除く。)を除く。) 十メートルの区域内の地域を除く。)を除く。) 十メートルの区域内の地域を除く。)を除く。)

、域、 一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

第十三条~第二十 七条 (略)

いては、営んではならない。 居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び特定住居地域にお低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住低層住居専用地域、第一種中高層住成層住居専用地域、第二種の第二十八条 深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第二十 九条

別表第 (第三条関係)

病院		┃)お ゜祉定条 ┃ い別施す第	育法(昭和二 十二年法律 一条に規定す 一条に規定す 一条に規定す をいう でをいう がという がという が、関重福祉 が、関重福祉 が、関重福祉 が、関重福祉 が、関重福祉	施設
外地域、準住居地域及び指定専用地域、第一種住居地域、第二種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種中高層(民事用地域、第二種中高層(大田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田	(略)	外地域、準住居地域及び指定専用地域、第一種住居地域、第二種中高層住居住居専用地域、第二種中高層住居住居専用地域、第二種中高層住居原田地域、第二種中高層	(略)	区
百	(略)	百	(略)	メートル) 距離(単位

別表第二 (第四条、 第二十三、 第二十 九条関係

青森市の商業地域、弘前市の商業地域、八戸市の商業地域、 区域内の地域を除く。)を除く。) 区域内の地域を除く。)を除く。)

別表第三

(第六条、

					別	別				
	病院	に 限 る。) も	させ、くは人完させ、児童福祉施設(入所	施設	別表第七(第二十三条関係)	別表第四~別表第六(地域 第一種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域、第二種住居地域、第一種中高層住居専地域、第一種住居地域、第一種住居地域、第一種住居地域、第一種性居地域、第二種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域	地域	
第二種低層住居専用地域、第二種低層住居地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種低層住居専用地域、	(略)	東京 東京 東京 東二種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、	(略)	区	係)	(略)	(略)	「 	の時間 の時間 十一時前 から午後 午後六時前 から午後	数値(単位
百	(略)	百	(略)	メートル)				四 十 五	年後十一時 での時間 での時間	デシベル)
Γ	佐	Z -	∀ [日	施	別第七	別 表				1
	病 院	る c も t の	さな。	旭	七	第四		世 居 用 呶 第 明 域 専 地 、第 一 世 版 第 一 世 版 第 一	地	
		るものに限る。)	させ、又は人えさせ、児童福祉施設(入所	設	(第二十三条関係)	別表第四~別表第六 (;		び 準住居地域 地域、第二種住居地域 第二種低層住居専用 地域、第一種中高層 居専用地域、第一種中高層 居専用地域、第一種中高層 地域、第一種低層住居専用	域	
第二種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二で居時期地域、第二種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、	(略)	に限る。)第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第一種住居地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域、	スよ人完させ (略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	設区域	(第二十三条関係)]~別表第六 (略)	(略)	び 準住居地域 、第二種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域、第一種主居専用地域、第一種主居専用地域、第一種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域	域午前六時後午後六時前から午後がら午後午後六時	数 値 (単位



【機密性2】

背 景

- ○宅地需要の沈静化・住民の都市農業に対する認識 の変化 → 都市農地を都市にあるべきものへ (都市農業振興基本計画)
- ○マンション等の建設に伴う営農環境の悪化
- ○住居専用地域に農業用施設等は原則として建てら れない

田園住居地域の具体のイメージ



田園住居地域のイメージ

- <現行の用途指定状況>
- : 第1種低層住居専用地域





農産物直売所



農家レストラン

住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設

目的

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農 環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画 に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る

開発規制

- 〇現況農地における①土地の造成、②建築物の建築、③物件の 堆積を許可制とする
- ○駐車場・資材置き場のための造成や土石等の堆積も規制対象
- 〇市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模(300㎡を 想定)以上の開発等は、原則不許可

建築規制

用途規制

低層住居専用地域に建築可能なもの

- ・住宅、老人ホーム、診療所 等
- ・日用品販売店舗、食堂・喫茶店、サービス業店舗 等(150㎡以内)

農業用施設

- 〇農業の利便増進に必要な店舗・飲食店 等 (500㎡以内)
 - :農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
- ○農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
- 〇農産物の生産資材の貯蔵に供するもの
 - : 農機具収納施設等

形態規制 低層住居専用地域と同様

容積率:50~200%、建ペい率:30~60%、高さ:10or12m 等

※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず営農継続 可能